

# 児童発達支援・放課後等デイサービス えにし」身体拘束適正化指針

## 第1条 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束等は、利用児童の行動の自由を制限するものであり、利用児童の尊厳ある生活及び健全な発達を阻害するおそれがある。

そのため、児童発達支援・放課後等デイサービスえにし(以下「事業所」という。)では、利用児童一人ひとりの人格及び人権を尊重し、身体拘束等を行わない支援の実施を基本方針とする。

事業所は、利用児童の安全確保を最優先としつつ、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を踏まえた適切な支援を行い、身体拘束等を未然に防止するための環境整備、支援方法の工夫及び職員研修に努めるものとする。

また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、利用児童本人及び他の利用児童等の生命又は身体を保護するための緊急かつ一時的な場合に限るものとし、法令及び本指針に基づき適正に実施する。

### 1 身体拘束等には該当しないもの

以下の場合は、身体拘束等には該当しない。

- 利用児童本人又は他の利用児童等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない支援を実施すること
- 利用児童が自ら落ち着くために選択した環境調整や支援
- 安全確保のために必要最小限の見守り、声かけ又は誘導

### 2 緊急やむを得ない場合の判断要件 (3要件)

身体拘束等を行う場合は、次の3要件をすべて満たす場合に限るものとする。

#### (1)切迫性

利用児童本人又は他の利用児童等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。

#### (2)非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法が存在しないこと。

### (3)一時性

身体拘束等が一時的なものであり、必要最小限の時間及び範囲に限られること。

なお、身体拘束等を実施する場合は、組織的に判断を行い、その内容を記録するとともに、速やかに家族等へ説明を行うものとする。

#### 例

- 自力で開けることのできない居室等への隔離
- 長時間にわたる身体的拘束
- 行動を過度に制限する対応
- 本人の意思に反して押さえつける行為
- その他、利用児童の行動の自由を制限する行為

#### 第2条 身体拘束等の適正化に関する基本方針

事業所は、利用児童の人格及び人権を尊重し、身体拘束等を行わない支援の実施を基本とする。

身体拘束等は、利用児童の行動の自由を制限し、心身の健全な成長及び発達に重大な影響を与えるおそれがあることから、事業所は、身体拘束等の防止に努めるとともに、利用児童一人ひとりの特性及び状況に応じた支援を行うものとする。

また、事業所は、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を踏まえ、利用児童が安心して過ごすことができる環境整備及び支援方法の工夫に努める。

なお、利用児童本人又は他の利用児童等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件をすべて満たす場合に限り、組織的に判断を行ったうえで、必要最小限の範囲及び時間において実施するものとする。

### 第3条 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

#### (1) 身体拘束適正化委員会の設置

##### ア 設置目的

事業所における身体拘束等の適正化を推進するため、身体拘束適正化委員会を設置し、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- 身体拘束等の実施状況の把握及び再発防止に関すること
- 身体拘束等の防止に向けた支援方法及び環境整備に関すること
- 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び解除に向けた支援に関すること
- 身体拘束等適正化のための指針及びマニュアル等の整備、見直しに関すること
- 身体拘束等適正化に関する職員研修の企画及び実施に関すること
- 関係法令及び制度改正等への対応に関すること

##### イ 身体拘束適正化委員会の構成員

委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

- 委員長 管理者
- 委員 代表取締役、児童発達支援管理責任者
- 必要に応じて、理学療法士、保育士その他関係職員を参加者として加えるものとする。

##### ウ 身体拘束適正化委員会の開催

- 委員会は、原則として年2回以上開催する。
- 身体拘束等に該当する行為が発生した場合、又は発生のおそれがある事案が生じた場合は、必要に応じて随時開催する。
- 委員会での協議内容については議事録を作成し、5年間保存するとともに、職員へ周知徹底を図るものとする。

### 第4条 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、すべての職員を対象として、身体拘束等の防止に関する研修を定期的実施するものとする。

研修は、原則として年1回以上実施するほか、新規採用時及び必要に応じて随時実施する。

研修内容は、次に掲げる事項を含むものとする。

- 身体拘束等適正化に関する基本的考え方
- 関係法令及び事業所の指針に関すること
- 身体拘束等が利用児童の心身に及ぼす影響に関すること
- 「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件に関すること
- 身体拘束等を未然に防止するための支援方法及び環境調整に関すること
- 身体拘束等が発生した場合の対応方法及び記録に関すること
- その他、身体拘束等の適正化に必要な事項

また、研修の実施内容については記録を作成し、5年間保存するとともに、職員間で共有するものとする。

#### 第5条 身体拘束等発生時の対応・報告方法等の方針に関する基本方針

利用児童本人又は他の利用児童等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

##### (1) 実施の判断及び記録

緊急やむを得ない状況が生じた場合、現場職員は管理者及び児童発達支援管理責任者へ速やかに報告し、身体拘束等を行う必要性について組織的に検討するものとする。

身体拘束等を行う場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件をすべて満たしていることを確認したうえで、必要最小限の範囲及び時間に限り実施する。

また、身体拘束等を実施した場合は、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 身体拘束等を行った理由
- 身体拘束等の実施時間及び実施状況
- 利用児童の心身の状況
- 代替支援の検討内容
- 経過観察の内容
- 家族への説明内容
- その他必要な事項

## (2) 保護者への説明及び報告

身体拘束等を実施する場合は、可能な限り事前に保護者へ説明し、理解を得るよう努めるものとする。

やむを得ず事前説明が困難な場合は、実施後速やかに保護者へ報告し、身体拘束等の内容、目的、理由、実施時間、利用児童の状況等について説明を行うものとする。

## (3) 経過観察及び解除

身体拘束等を実施している間は、利用児童の心身の状態及び安全確認を継続的に行うものとする。

また、身体拘束等の必要性について随時検討を行い、必要性が認められなくなった場合は、速やかに解除するものとする。

## (4) 身体拘束等適正化委員会への報告

身体拘束等を実施した場合は、速やかに身体拘束適正化委員会へ報告し、実施の妥当性、代替手段の検討状況、再発防止策等について検証を行うものとする。

## (5) 記録の保存

身体拘束等に関する記録は、5年間保存するものとする。

身体拘束等を実施した場合は、その内容及び経過を踏まえ、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うものとする。

## 第6条 利用児童及び保護者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用児童及び保護者等がいつでも閲覧できるよう、事業所内に備え付けるとともに、事業所ホームページへ掲載し、公表するものとする。

また、利用児童及び保護者等から身体拘束等適正化に関する相談又は説明を求められた場合は、職員が適切に対応し、本指針の内容について丁寧に説明を行うものとする。

さらに、職員に対しても本指針の周知徹底を図り、身体拘束等の防止及び適正化に向けた取組を継続的に推進するものとする。

## 第7条 その他身体拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

事業所は、身体拘束等の防止及び適正化を推進するため、利用児童一人ひとりの特性、発達段階及び生活状況に応じた支援を行うものとする。

また、職員間において日常的に支援方法の共有及び見直しを行い、身体拘束等を未然に防止するための環境整備及び支援技術の向上に努めるものとする。

事業所は、身体拘束等の防止に関する関係法令、制度改正及び行政通知等を適切に把握し、本指針について必要に応じて見直しを行うものとする。

事業所は、虐待防止委員会その他関係する委員会と連携を図りながら、身体拘束等の防止及び適正化を推進するものとする。

### 附則

1 この指針は令和5年4月1日から施行する。

この指針は、令和8年2月20日から施行する。

なお、法令改正、運営基準の見直し又は事業所運営状況等に応じて、必要な見直しを行うものとする。